

2019年 1月 改訂
2007年 9月

退職者の皆様へ

大和ハウス工業株式会社

石綿(アスベスト)問題への対応について

拝啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の件につきまして、当社の元従業員の方が中皮腫によりお亡くなりになりました。
つきましては、過去に石綿含有建材を取り扱っていた工場、施工現場において、業務中に石綿を吸引した可能性のある方々を中心に、石綿健康診断を受診いただくことをお勧めするとともに、石綿が原因で中皮腫等の診断を受けられた方がいらっしゃる場合には、ご連絡をいただきたくお願い申し上げます。
なお、石綿健康診断の受診要領につきましては、下記のご案内をご参照いたします。

敬 具

記

1. 石綿健康診断について

【該当基準(目安)】

- (1)以下の作業を行っていた工場または施工・解体現場で、管理・検査・立会等の業務に継続的に従事していた。
 - (a)外壁面材等の石綿含有建材の取扱い(切断、孔明け、切削、ビス穴明け等)作業
 - (b)石綿吹付作業
 - (c)石綿又は石綿含有建材を含む建築物・工作物等の解体作業
- (2)教育・研修等により石綿含有建材を加工する等の取扱いを行った
- (3)震災時等の仮設現場応援等の際に、石綿を含有していると思われる解体時等の粉塵を吸引した上記項目以外に、石綿吹付施工された建屋で業務を行っていた等、何らかの業務時に暴露した可能性のある経験・自覚がある方。

【対象者】

大和ハウス工業の在籍中に上記業務の従事歴がある退職者の方で、石綿健康診断を希望される方

【健康診断の内容】

問診及び胸部レントゲン直接撮影
一次診断以降で石綿(アスベスト)による発症の疑いがあった場合の精密検査

【健康診断の申込み先】

労災病院、または結核予防会、その他石綿健康診断が実施可能な医療機関へ、直接お申込みいただき受診願います。

【診断結果について】

診断により、石綿起因による異常・発症等が認められ、石綿健康管理手帳の交付申請をされる場合で、従事歴証明書(事業者記載用)が必要な場合は、下記問合せ先までご相談ください。

【費用負担について】

健康保険対象外(一般的には一次診断)は全額会社で負担します。(交通費は個人負担となります)
※別紙『石綿健康診断受診結果報告及び受診費用請求書』に記入のうえ、石綿健康診断と明記されている領収書を添えて、下記問合せ先までご送付願います。後日お振込みさせていただきます。

【対象期間】

希望される方は、年に一回、定期的に受診いただいて結構です。その都度上記費用を負担いたします。

【その他】

2006年にも企業年金基金から同様の通知をご送付させていただきましたが、退職後のご住所につきまして、転居等により把握できず送付されていない場合がありますので、お知り合いの退職者の方で健康診断を希望される方がいらっしゃいましたら、情報をお伝えいただきたくお願い申し上げます。

2. お問合せ窓口

大和ハウス工業株式会社 本社 人事部 石綿健康診断担当者宛
TEL: 06-6131-9130
住所: 〒530-8241
大阪市北区梅田3-3-5

以 上

石綿健康診断受診結果報告及び受診費用請求書

記入日 年 月 日

氏名 印

住所

連絡先

下記のとおり、石綿健康診断を受診しましたので報告いたします。
また、受診費用について、領収書を添付し請求いたします。

記

1、石綿健康診断受診報告

受診日 年 月 日	医療機関名
受診費用額（交通費は含まない）	（領収書添付必要）
診断結果	

2、振込先口座（本人名義に限ります）

銀行名	支店名
口座種類 普通	口座番号
口座名義（カナ氏名）	

以上

【送付先】〒 530-8241
大阪市北区梅田3-3-5
大和ハウス工業株式会社
人事部 石綿健康診断担当者 宛
TEL 06-6131-9130